

## 企業ニーズ即応型研究開発実施要領

(目的)

第1条 この要領は、石川県工業試験場（以下「工業試験場」という。）が、企業等のニーズに即応して、企業等からの申請により実施する技術課題解決や新技術開発等のための研究（以下「即応型研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(即応型研究の実施要件)

第2条 即応型研究は、次に掲げる要件を満たす場合に実施することができる。

- (1) 申請しようとする企業等（以下「共同研究者」という。）の技術課題解決や新技術開発等に寄与し、研究成果の製品化あるいは事業化が期待できること。
- (2) 工業試験場の他の業務に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(即応型研究の申請)

第3条 共同研究者は、工業試験場長（以下「場長」という。）に別記様式1の企業ニーズ即応型研究開発申請書を提出しなければならない。

(即応型研究契約の締結)

第4条 場長は、前条の即応型研究申請書の提出があったときは、第2条各号に掲げる要件への適合及び即応型研究の内容等を審査し、適当であると認めるときは、共同研究者と別記様式2の企業ニーズ即応型研究開発契約書による契約（以下「即応型研究契約」という。）を締結するものとする。

2 企業ニーズ即応型研究開発契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研究課題
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究の実施期間
- (6) 研究を実施する研究員の職・氏名
- (7) 研究の管理
- (8) 研究に要する費用、及び納付方法
- (9) 第5条から第14条までに規定する事項
- (10) その他即応型研究を行うために必要な事項

(研究員の派遣)

第5条 共同研究者は、即応型研究を実施するため研究員（以下「即応型研究員」という。）を工業試験場に派遣できるものとする。

2 即応型研究員は、研究期間中、工業試験場において自己の責任による場合はもちろん、不可抗力による不慮の災害を被ったときは、即応型研究員及び共同研究者の責任において解決するものとし、工業試験場に異議の申し立て並びに医療費等の請求については、一切これをできないものとする。

3 即応型研究員の故意又は重大な過失により、工業試験場の設備等に損害を与えた場合は、即応型研究員及び共同研究者の責任において、これを弁償しなければならない。

(研究の管理)

第6条 場長は、共同研究者と共同して研究の管理を行い即応型研究の効率的推進を図るものとする。

(研究費の納付等)

第7条 共同研究者は即応型研究契約の締結後、契約書で定める研究費を県の発行する納入通知書により、遅滞なく納入しなければならない。

2 場長は、共同研究者が前項の納入通知書に指定する期限までに研究費を支払わなかつ

たときは、契約を解除することができる。

3 共同研究者は、工業試験場の研究報告が共同研究者の期待した水準に達しないという理由で、納付した研究費を返還請求することはできない。

(即応型研究計画の変更・中止)

第8条 場長は、工業試験場の業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由により、即応型研究を継続することが困難となったときは、当該即応型研究を中止することができる。

2 場長は、共同研究者が本要領、又は即応型研究契約書の各条項に違反したときは、即応型研究契約を解除し、当該即応型研究を中止することができる。

3 場長は、前項の規定により即応型研究を中止したときは、遅滞なく共同研究者にその旨を通知するものとする。

(特許出願)

第9条 即応型研究の成果である発明について特許出願するときは、石川県と共同研究者とで共同出願契約を締結し、共同で出願（以下「共同出願」という。）するものとする。ただし、共同研究者が特許権等の自己の持分を石川県に譲渡した場合は、この限りでない。

2 即応型研究の結果、工業試験場の職員又は共同研究者からの即応型研究員が独自に行った発明について、県又は共同研究者が特許出願するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(研究結果の報告)

第10条 場長は、即応型研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なくその即応型研究結果を集約し、共同研究者に報告するものとする。

(研究成果の帰属)

第11条 即応型研究の結果生じた成果の帰属は、工業試験場と共同研究者が協議の上、定めるものとする。

(研究成果の公表)

第12条 場長は、共同研究者の業務に支障があると認めた場合を除き、共同研究者の同意を得て、研究成果を公表できるものとする。

(守秘義務)

第13条 場長及び共同研究者は、即応型研究の遂行上必要となる相手側の保有する技術上の情報、即応型研究の内容及び研究から得た知見のうち、場長及び共同研究者がその秘密を守るよう申し入れたものについては、その秘密を守らなければならない。

(研究費の精算)

第14条 場長は即応型研究を終了し又は中止したときは、第7条の規定より納入された研究費の精算を遅滞なく行うものとする。

(協議)

第15条 場長は、この要領に定めのない事項について共同研究者と協議して定めることができる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。